

徳島県告示第六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所
宮本 麻雄	板野郡北島町中村字長池一九番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸八ビル

所在地 板野郡北島町江尻字松ノ本九番地ほか

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 二、〇三六平方メートル

廃止後 〇平方メートル

4 廃止年月日

令和元年九月十九日

二 届出年月日

令和二年二月四日